

## 請 求 の 趣 旨

- 1 被告らは、被告ノーマン・ミキ・デザキ（出崎幹根）監督、ノーマン・プロダクションズ制作、被告合同会社東風配給の、ドキュメンタリー映画「主戦場」を上映してはならない。
- 2 被告らは連帯して、原告ケント・エス・ギルバート及び原告トニー・マラーノに対して、それぞれ金500万円及びこれに対する本訴状送達の日翌日から支払い済みまで年5分の割合による金員を支払え。
- 3 被告らは連帯して、原告藤岡信勝、同藤木俊一及び同山本優美子に対して、それぞれ金100万円及びこれに対する本訴状送達の日翌日から支払い済みまで年5分の割合による金員を支払え。
- 4 訴訟費用は被告らの負担とする。
- 5 第1乃至4項につき仮執行宣言を求める。

## 請求の原因

### 第1 当事者

- 1 原告トニー・マラーノは、アメリカ合衆国テキサス州において、ジャーナリストとして、執筆や動画作成その他SNSを利用して活発な言論活動を行っている者である。
- 2 原告ケント・エス・ギルバートは、アメリカ合衆国カリフォルニア州弁護士資格を持ち、日本在住で、テレビ出演、講演、執筆など活発な活動を行っている者である。
- 3 原告藤岡信勝は、元東京大学教授で、新しい歴史教科書をつくる会を平成9年1月に設立し、中学校用歴史教科書執筆や、その他多数の著作活動を行っている者である。
- 4 原告藤木俊一は、国連NGOの国際キャリア支援協会の役員であり、国連におけるいわれなき対日非難に反論をする活動を行なっている者である。また、原告トニー・マラーノのマネージャーでもあり、同原告の動画の共同著作権でもある。

- 5 原告山本優美子は、正しい歴史を次世代に繋ぐネットワーク「なでしこアクション」を組織し、その代表を務め、いわゆる慰安婦問題などで、真実を追求する運動を行っている者である。
- 6 被告ノーマン・ミキ・デザキ（以下、単に「被告」という）は、日系アメリカ人のユーチューバーで、日本語表記では「出崎幹根」、映画監督としては「ミキ・デザキ」などの名前を使用している者である（英語表記は、NORMAN MIKI DEZAKI）。
- 7 被告合同会社東風（以下、「被告会社」という）は、映画の企画、配給、宣伝、製作、などを業とする合同会社である（甲第1号証）。

## 第2 本件映画

- 1 ドキュメンタリー映画「主戦場」（以下「本件映画」という）は、被告会社作成の公式プログラム（甲第2号証）によると、「ひっくり返るのは歴史か それともあなたの常識か」「慰安婦たちは「性奴隷」だったのか？「強制連行」は本当にあったのか？なぜ元慰安婦たちの証言はブレるのか？そして、日本政府の謝罪と法的責任とは」などをテーマとした、被告監督、ノーマン・プロダクションズ制作のドキュメンタリー映画である。
- 2 甲2によると、「次々と浮上する疑問を胸にデザキは、櫻井よしこ（ジャーナリスト）、ケント・ギルバート（弁護士/タレント）、渡邊美奈（「女たちの戦争と平和資料館」）、吉見義明（歴史学者）など、日・米・韓のこの論争の中心人物たちを訪ね回った。さらに、おびただしい量のニュース映像と記事の検証と分析を織り込み、イデオロギー的にも対立する主張の数々を小気味よく反証させ合いながら、精緻かつスタイリッシュに一本のドキュメンタリーに凝縮し」たとある。
- 3 同じく甲2によると（4頁）、登場人物は、トニー・マラーノ（a.k.a.テキサス親父）、藤木俊一（テキサス親父のマネージャー）、山本優美子（なでしこアクション）、杉田水脈（衆議院議員・自由民主党）、藤岡信勝（新しい歴史教科書をつくる会）、ケント・ギルバート（カリフォルニア州の弁護士 日本テレビタレント）、櫻井よしこ（ジャーナリスト）、吉見義明（歴史学者）、戸塚悦朗（弁護士）、ユン・ミヒャン（韓国挺身隊問題対策協議会）、イン・ミョンオク（ナヌムの家の

看護師 元慰安婦の娘)、パク・ユハ (日本文学者)、フランク・クィンテロ (元グレンデール市長)、林博史 (歴史学者)、渡辺美奈 (アクティヴ・ミュージアム 女たちの戦争と平和資料館)、エリック・マー (元サンフランシスコ市議)、中野晃一 (政治学者)、イ・ナヨン (社会学者)、フィリス・キム (カリフォルニア州 コリアン米国人会議)、キム・チャンロク (法学者)、阿部浩己 (国際法学者)、俵博文 (子どもと教科書全国ネット 21)、植村隆 (元朝日新聞記者)、中原道子 (「戦争と女性への暴力」 リサーチ・アクション・センター)、小林節 (憲法学者)、松本栄好 (元日本軍兵士)、及び加瀬英明 (日本会議) である。

- 4 本件映画は、平成30年10月7日、「第23回釜山国際映画祭」で初めて上映され、その後、平成31年4月20日から東京都渋谷区の映画館で一般公開の上映が始まり、その全国四十数か所の映画館で公開中又は公開予定である。
- 5 被告の指導教授である上智大学の訴外中野晃一教授は、平成31年4月19日、「戦争をさせない1000人委員会」と「立憲フォーラム」の主催で、参議院議員会館講堂で行われた「安倍政治を終わらせよう！ 4.19院内集会」というタイトルの会合において、「政治を変える！ プログレッシブ連合へ」という演題で講演を行った。その講演において中野教授は、「私もこの映画に関わっておりまして、出てるだけではなくて、実は私の教え子が作った映画でありまして、修士の院生だったんですね。オリジナルカットのものが修士論文に代わる学位を取るための制作物で」と述べた。この発言からわかることは、原告らに対するインタビューは「修士論文に代わる学位をとるための制作物」として大学に提出されたということである。これは、被告が原告らにインタビューの許諾を求める際に述べた「卒業制作として、他の学生と共にビデオドキュメンタリーを製作しておりまして、ドキュメンタリーは『歴史議論の国際化』をテーマとしております (原告藤岡あてメール)、「修士卒業のためのプロジェクトとして、他の数人の院生と共に、ビデオ・ドキュメンタリーを制作しております」(原告藤木あてメール、原文は英文)という説明と一致する。

また、同教授は、「その後さらに編集やったり、音楽入れたりとかですね、いろいろこれ本当に手弁当で、クラウド・ファンディングで少しお金集めただけで、

本当に低予算で手作りなんです」「それで韓国へも取材行って、アメリカでも取材をして、英語版・日本語版・韓国語版を作って釜山の映画祭で昨年正式に招待されて出して」などと述べた。その映画の製作過程について、卒業後にクラウド・ファンディングで集めた資金を元に、韓国やアメリカに取材に行き、編集し、音楽などを追加したと指導教授自身が言っていることから、本件映画は、そもそも、被告の卒業制作として提出され学内で公開されたビデオ・ドキュメンタリーそのものではなく、原告らにインタビューした「オリジナル・カット」を利用しつつ、音楽を入れたり、他の既存のフィルム映像を購入したりして、他の多数のスタッフの貢献のもとに、一般の映画館などで入場料を取って上映する商業用映画として加工・制作されたものであることが明白である。

### 第3 原告らがインタビューに応じた経緯およびその後の被告らの対応

- 1 原告らは、被告のインタビューを受け、いずれも本件映画の中で、無断で音声・映像を使われている。
- 2 しかし、原告らが、被告のインタビューを受けたのは、被告が上智大学の大学院生であると称し、上記の指導教官である中野教授の発言及び被告の原告らにあてたメールの文面から明らかなように、被告がその「卒業制作」、または「修士卒業のためのプロジェクト」としてドキュメンタリー映画を制作しようとしていると説明したからである。さらに被告は、「私が現在手がけているドキュメンタリーは学術研究であり、学術的基準に適さなければなりません。よって、公正性かつ中立性を守りながら、今回のドキュメンタリーを作成し、卒業プロジェクトとして大学に提出する予定です」(被告から原告山本あてメール)、「大学院生として私はインタビューを受けた方々を、尊敬と公正さをもって扱う倫理的義務があります」とまで述べていたのである。被告のこうした言葉を信用して、学術研究としてまとめ、大学に提出するという前提と条件のもとに、原告らは無償で被告のインタビューに応じたものである。
- 3 原告山本は、インタビューを受ける際に、被告から渡された承諾書に署名はしたが、それは被告が制作するドキュメンタリー映画に協力するとの内容であり、

卒業制作として大学に提出されるものであると信じていたからである。

- 4 原告ギルバート及び同マラーノは、被告から渡された承諾書に署名したが、被告が製作するドキュメンタリー映画に協力するとの内容とともに、承諾書には、被告は「撮影・収録した映像・写真・音声を、撮影時の文脈から離れて不当に使用することがないことに同意する」との一項がある。それにもかかわらず、本件映画の内容は甚だしく偏向しており原告ギルバート及び同マラーノの「撮影・収録した映像・写真・音声を、撮影時の文脈から離れて不当に使用」したものである。
- 5 原告藤岡及び同藤木との合意書には、被告が製作するドキュメンタリー映画に協力するとの内容とともに、次の記載がある（甲は被告、乙は原告藤岡または同藤木を指す）。

#### 記

- 「5. 甲は、本映画公開前に乙に確認を求め、乙は、速やかに確認する。
6. 本映画に使用されている乙の発言等が乙の意図するところと異なる場合は、甲は本映画のクレジットに乙が本映画に不服である旨表示する、または、乙の希望する通りの声明を表示する。
8. 甲は、撮影・収録した映像・写真・音声を、撮影時の文脈から離れて不当に使用したり、他の映画等の作成に使用することがないこと」

ところが、被告は上記5項に違反し、原告らに作品全体の中で自身の発言が、被告がメールで述べた通りに公正に扱われているかどうかを検討する機会を全く与えず、従って6項に規定された被告の義務を果たさず、原告らの同意のないまま、被告が監督、ノーマン・プロダクションズ製作、被告会社配給の商業用映画として本件映画を一般公開した。この行為は、原告らがインタビューで語った映像・音声などの素材を「他の映画等の作成に使用することがないことに同意する」という8項の禁止規定に明白に違反する。

- 6 原告らは、インタビューにおいて、慰安婦が性奴隷であったとする被告の現在の立場や、「慰安婦性奴隷説」を唱える映画の中の多くの出演者とは異なり、「慰

安婦性奴隷説」には何の確実な根拠もない虚構であることを詳細に論じた。これは、日本政府の見解でもあり、また、「慰安婦性奴隷説」の立場から、名誉毀損訴訟をおこした吉見義明教授が、一審から最高裁に至る全ての判決で敗訴していることから明らかなように、その虚構性は長い年月をかけてほとんど決着のついた問題である。しかるに、本件映画の内容は、原告らが根拠をもって系統的に語ったことをほとんど反映させず、原告らの発言の意図を歪曲し、著しく公平さを欠いて偏向していること、さらに原告らと交わした承諾書や合意書にも違反していることから、原告らは共同して声明を発表し、被告らに抗議し、本件映画の公開をやめるよう要求した（甲第3号証）。しかし、被告らは、反論の記者会見を開き、原告らの要求に応じない。

#### 第4 本件映画の偏向した内容

##### 1 ディベートを僭称するプロパガンダ映画

本件映画は、両サイドから公平に話を聞き、「対立する主張の数々を小気味よく反証させ合いながら」（甲2の3ページ）まとめたものとして、ディベートの形式を採用したということを用いた文句の一つにしている。原告藤木にあてた被告の英文のメールでも、「歴史議論の国際化」にあたる言葉として、「Internationalization of Historical Debate」と書いている。しかし、実際の映画の内容は、ディベートを僭称する一方的なプロパガンダ映画にすぎない。その仕掛けを以下に説明する。

##### 2 登場人物の人数比

甲2の4ページに掲載の本件映画の登場人物のうち、「慰安婦性奴隷説」に反対する側の人物は原告らを含めて8名であるのに対し、「慰安婦性奴隷説」を唱える学者や活動家は18人と倍以上の差があり、完全にバランスを欠いている。さらに、学者の数に至っては、「性奴隷説」否定派は原告藤岡1人であるのに対し、「性奴隷説」肯定派は吉見義明、小林節、林博史、阿部浩己、中野晃一の5人も登場している。しかも、学者で慰安婦問題が起きた当初から実証的な研究を続けてきた慰安婦問題の専門家であり、「性奴隷説」否定派の見解を代表する秦郁彦、

西岡力などは全く登場しない。

### 3 インタビューの順序

「慰安婦性奴隷説」否定派のインタビューを先行させたうえで、その後「慰安婦性奴隷説」肯定派サイドの人物を「歴史学者」などと権威づけた肩書きのもとに登場させて一方的に前者の主張に反論させるという構成になっている。一方の側にのみ反論の機会をふんだんに与え、他方の側には反論の機会を全く与えない悪質な手口を用いている。「反証させ合いながら」というのは全くの虚偽であり、「性奴隷説」論者はいわゆる活動家を含めて圧倒的多数であることも「性奴隷説」に有利な構成になっていることの原因になっている。

## 第5 被告の違法行為及び不法行為

- 1 被告は、本件映画において、原告マラーノの YouTube の動画を無断で使用し、商業的に利用した。これは原告マラーノ、同藤木の著作権の侵害である。
- 2 本件映画は、被告監督に著作権があるだけでなく、原告らは意図とは異なって結果的に本件映画に「出演」させられているが、そのことによって原告らにも著作権が生じる。詳細は被告の対応を待って準備書面で述べる。

被告は、原告らに対し、原告らのインタビューを被告による学術研究及び卒業制作のために使用する旨合意していたが、これに違反して、被告監督、ノーマン・プロダクションズ制作、被告会社配給の商業映画として本件映画を一般公開した。これは原告らの許諾を得ずにノーマン・プロダクションズが製作し、東風が配給したもので、原告らの著作権を侵害しており、かつ、肖像権も侵害している。なお、原告らの肖像権の侵害については、詳細は被告の対応を待って準備書面で述べる。

- 3 被告は、原告藤岡及び同藤木に対して、本件映画の公開前に両原告に完成した映画を示して確認を求める旨合意書5項で合意していたにもかかわらず、それを果たさなかった。そのため、同6項で定めた義務、すなわち、被告が本映画のクレジットに原告らが「本映画に不服である旨を表示」せず、また、「原告らの希望する通りの声明を表示」することもしなかった。なお、原告藤木及び同藤岡は、

本件映画が商業映画として公開されるとは全く予想もしていなかったもので、合意書にある「公開」は一般の不特定多数への商業的な公開ではなく、上智大学の学内での卒業制作としての公開を指していると理解していた。

- 4 上記のとおり、本件映画の内容は、原告らの取扱いについて極めて不公平であり、「撮影・収録した映像・写真・音声を、撮影時の文脈から離れて不当に使用」しないとの合意に違反している。「撮影時の文脈」とは、この場合、被告が繰り返して述べていた「学術研究」「公正性かつ中立性」「尊敬」などの文脈であり、本件映画ではそれを裏切り、文脈から離れて、原告らを侮辱する目的で本件映画の中で使用したものである。これは合意に反する違法行為である。
- 5 原告らは、本件映画の冒頭において、「歴史修正主義者」「否定論者」「ナショナリスト」「極右」「性差別主義者」などのレッテルを貼られ、いわれなき誹謗中傷を受けた。「歴史修正主義者」とは、国際的にはナチスのホロコーストを否定する者に対する言葉である。原告らに「歴史修正主義者」などのレッテルを貼ることは、原告らの名誉や声望を害する方法によって出演者の口述を利用している点で、原告らの著作者人格権を侵害している。原告らは、「歴史修正主義者」でも「極右」でも「性差別主義者」でもないため、修復不可能なほどにその名誉を毀損された。原告らは、執筆活動、言論活動、教育活動などを行っており、今後の活動への悪影響は計り知れない。
- 6 本件映画の中で、原告藤岡は「国家は謝罪してはいけない。国家は謝罪しないというのは基本命題だ。国家は、仮にそれが事実であったとしても、謝罪したらその時点で終わりなんです」と発言した。原告藤岡は、被告に対して、これは、国家間の戦争や植民地、併合などの後、いったん講和条約などを結んで戦争などの紛争が終了した後、戦争中や植民地での出来事について相手国に謝罪したり、謝罪を求めたりしないのが国家間のルールであるとの趣旨であり、国家間の関係の問題である。ところが、被告は、本件映画において、上記括弧書きの原告藤岡の発言を流した直後に、レーガン大統領が第二次世界大戦中に強制キャンプに入れられた日系アメリカ人に一律2万ドルの補償をした上で謝罪する映像を流したのである。これは、慰安婦問題という国家間の問題を国内問題にすり変えて原

告藤岡を誹謗するもので、出演者の言葉の意味と文脈を無視して歪曲した点で、著作権法上の出演者の同一性保持権を侵害している

## 第6 被告会社に対する請求

- 1 本件映画中に、原告マラーノの YouTube の動画が無断で盗用されている点については、「第5 被告の違法行為及び不法行為」、「1」で述べた通りである。

更に加えるに、本件映画のインタビュー部分の映像における著作者は、インタビューに応じた原告らである。又は少なくともインタビューに応じた原告らが含まれる。詳細は、被告らの対応を待って準備書面で述べるが、著作物とは、思想または感情を創作的に表現したものであるところ、本件映画のインタビュー部分は、単純な質問に回答者が応えるものではなく、例えば「慰安婦は性奴隷と考える人もいますが、先生はどのように考えますか」という問いに対して、原告らが自らの思想を、視聴者に伝わるように創作的に口述したものである。かかる口述の仕方、口述の際の表情や仕草において、著作物性が認められるものである。したがって、本件映画のインタビュー部分について、原告らは本件映画の著作者でもある。従って、原告らは、著作者人格権を有する。

- 2 そして被告会社は、本件映画を配給している。ちなみに、著作権法 112 条 1 項は「著作者、著作権者、出版権者、実演家又は著作隣接権者は、その著作者人格権、著作権、出版権、実演家人格権又は著作隣接権を侵害する者又は侵害するおそれがある者に対し、その侵害の停止又は予防を請求することができる」と定める。侵害者に侵害についての故意や過失があることは要件ではない。

よって、原告らは、著作権法 112 条 1 項に基づいて、被告らに対し本件映画の差し止めを求めるものである。

## 第7 結語

- 1 以上のとおり、被告の契約違反、不法行為及び著作権侵害は明らかである。被告は本件映画の制作者もしくは監督、被告会社は本件映画の配給会社であり、被告会社の配給により、被告の契約違反、不法行為及び著作権侵害がなされたので、

本件映画公開による契約違反、不法行為及び著作権侵害は、被告らの共同行為である。

- 2 そこで、被告らの契約違反、不法行為及び著作権侵害を理由として、被告ノーマン・ミキ・デザキ（出崎幹根）製作、被告合同会社東風配給の、ドキュメンタリー映画「主戦場」を上映してはならない。
- 3 原告ケント・ギルバート及び同トニー・マラーノは、被告らの契約違反、不法行為及び著作権侵害により、慰謝料を含み、1000万円を下らない損害を受けた。そこで、両原告は、そのうちの一部請求として金500万円及びこれに対する本訴状送達の日から翌日から支払済みまで民法所定の年5分の割合による損害金の支払を求める。
- 4 原告藤岡信勝、同藤木俊一、及び同山本優美子は、被告らの契約違反、不法行為及び著作権侵害により、慰謝料を含み、500万円を下らない損害を受けた。原告藤岡信勝、同藤木俊一、及び同山本優美子は、そのうちの一部請求として金100万円及びこれに対する本訴状送達の日から翌日から支払済みまで民法所定の年5分の割合による損害金の支払を求める。

## 証拠方法および立証趣旨

証拠説明書のとおり

### 添付書類

一、訴状副本	2通
二、甲号証写	各3通
三、委任状	5通